

(注)

取引所で取引される個別株式オプションについては、97年7月に導入済。

(3) 有価証券定義の拡充（証券取引法）

投資家に提供される商品の種類が拡大していく中で、公正取引ルールの適用等により投資家が購入しやすい環境を整備するため、カバード・ワラントやDR（預託証券）を始めとし、有価証券定義を拡充する。

2. 活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供

市場利用者が、金融機関等において、さまざまな質の高いサービスを受けられるようにするため、証券会社等の提供するサービスの自由化、価格の自由化、参入の促進を始めとする改革を進める。

(1) サービス提供の自由化

投資家が、証券会社や資産運用業者（証券投資信託、投資顧問）において、さまざまなサービスを楽しむことができるようになるための枠組みを整備する。

① 証券会社の業務の多角化（証券取引法）

証券会社の専業義務を見直し、投資顧問業や証券投資信託委託業等の法令で幅広く明記した業務については届出で、それ以外についても承認を受ければ行えるようにする。承認についても、公益に反する又はリスクの算定が困難であるために投資者保護の観点から支障がある場合でない限り拒否できないこととする。

(注)

これにより、手数料の完全自由化と併せ、米国で定着している個人投資家向けの資産運用サービスであるラップ口座の導入が可能になる。

② 資産運用業の業務の多角化（証券投資信託法、投資顧問業法）

資産運用業者についても、専業を原則としつつ、証券業をも含め、できるだけ幅広く兼業を認める。

(2) 価格の自由化

利用者が内容と価格を比較しつつ商品やサービスを選べるよう、価格設定の自由化を進める。

① 株式売買委託手数料の完全自由化（証券取引法）

手数料の完全自由化を99年末までに実施する。

(注)

94年4月より取引金額10億円超の部分については手数料の自由化が既の実施されているが、99年末の完全自由化に先立ち、本年4月より、5千万円超にかかる部分について自由化を行う（この部分法改正不要）。